

ロシア連邦政府決定
2022年5月28日付第972号

ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた
鉄鋼のスクラップ及びびくずの搬出に対する関税割当の導入
ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて
搬出される商品に対する輸出関税率の変更について

ロシア連邦法「関税率について」第36条第5項にしたがい、ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 2022年6月1日から2022年7月31日まで輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて行われる鉄鋼のスクラップ及びびくず（ユーラシア経済連合対外経済活動品目表コード7204 10 000 0、7204 30 000 0、7204 41 100 0、7204 41 910 0、7204 41 990 0、7204 49 100 0、7204 49 300 0、7204 49 900 0、7204 50 000 0）の搬出に対して、合計54万トンの関税割当（以下、それぞれ「鉄鋼のスクラップ及びびくず」、「関税割当」）を設定する。

2. 以下の添付文書を承認する：

輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて搬出される鉄鋼のスクラップ及びびくずに対する関税割当の対外貿易活動参加者間における分配の規則（以下、「規則」）；

2021年11月27日付ロシア連邦政府決定第2068号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国関税領域の域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率について」（ロシア連邦法令集、2021年、第49号、掲載番号8255；2022年、第14号、掲載番号2306）が承認したロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品の輸出関税率に対する変更。

3. 連邦関税庁は、2021年1月1日から2021年12月31日（同日を含む）までに、及び2022年1月1日から2022年3月31日（同日を含む）までに、ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて鉄鋼のスクラップ及びびくずの搬出を行った対外貿易活動参加者（以下、「対外貿易活動参加者」）に関する税関統計データを、各参加者ごとにそれらの者がこれらの期間に個々の具体的なロシア連邦国境通過検問所を経由して搬出した鉄鋼のスクラップ及びびくずの量に関する情報を付記したうえで、本決定の公布の日から3日以内にロシア産業商業省に提出する。

4. ロシア連邦産業商業省は以下を行う：

a) 「規則」にしたがい、対外貿易活動参加者間において鉄鋼のスクラップ及びびくずに対する関税割当量を分配する；

b) 「規則」にしたがって分配された関税割当量の範囲内で、対外貿易活動参加者に対して、ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のスクラップ及びびくずの輸出に対する1回限り有効なライセンスを発行する。

5. 本決定にしたがって定められる権限の行使は、ロシア連邦政府が定めた相応の連邦行政機関における上限の人員数、ならびに当該機関に対して所定の任務にかかわる指導及び管理のために定められた連邦予算割当ての範囲内でこれを行う。

6. 本令はそれが公布された日に発効する。ただし、本決定第1項及び第2項第3段落は2022年6月1日に発効する。

輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて搬出される鉄鋼のスクラップ及びくずに対する関税割当の対外貿易活動参加者間における分配の規則

1. 本規則は、輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて行われる鉄鋼のスクラップ及びくず(ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 10 000 0、7204 30 000 0、7204 41 100 0、7204 41 910 0、7204 41 990 0、7204 49 100 0、7204 49 300 0、7204 49 900 0、7204 50 000 0)の搬出に対する関税割当量(以下、それぞれ「鉄鋼のスクラップ及びくず」、「関税割当」)を対外貿易活動参加者間において分配するにあたっての手続きを定めるものである。

2. 輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて搬出される鉄鋼のスクラップ及びくずに対する関税割当の分配は、2021年1月1日から2021年12月31日(同日を含む)までに鉄鋼のスクラップ及びくずの搬出を行った対外貿易活動参加者間(以下、「対外貿易活動参加者」)で、2022年5月28日付ロシア連邦政府決定第972号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のスクラップ及びくずの搬出に対する関税割当の導入ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の変更について」第3項にしたがってロシア連邦関税庁が提出する税関統計データにもとづいて、ロシア連邦産業商業省がこれを行う。

3. 2022年5月28日付ロシア連邦政府決定第972号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のスクラップ及びくずの搬出に対する関税割当の導入ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の変更について」第1項が定める関税割当量のうちの70パーセント分は、各対外貿易活動参加者が2021年1月1日から2021年12月31日(同日を含む)までに輸出通関手続きにしたがって各ロシア連邦構成主体におけるロシア連邦国境通過検問所を経由して搬出した鉄鋼のスクラップ及びくずの量に、附属書記載のロシア連邦構成主体別ロシア連邦国境通過検問所係数を乗じることによってこれらの対外貿易活動参加者ごとに計算した数値に比例させるかたちで、ロシア連邦産業商業省が2022年5月30日までにその対外貿易活動参加者間でこれを分配する。

4. 2022年5月28日付ロシア連邦政府決定第972号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のスクラップ及びくずの搬出に対する関税割当の導入ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の変更について」第1項が定める関税割当量のうちの30パーセント分は、本規則第5項から第15項までが定める手続きにしたがって対外貿易活動参加者間でこれを分配する。

5. 本規則第4項が定める分の関税割当量の分配を受けるために、対外貿易活動参加者は、ロシア連邦産業商業省に対して、2022年5月30日までに(同日を含む)以下の文書を提出する:

a) 2022年5月28日付ロシア連邦政府決定第972号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のスクラップ及びくずの搬出に対する関税割当の導入ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の変更について」第1項が定める期間にロシア連邦関税領域からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて搬出する予定の鉄鋼のスクラップ及びくずの量(単位:キログラム)ならびにその納入時期を記載した、関税割当量の一部の取得を求める申請書(以下、「申請書」);

b) 署名済みの対外貿易契約書、その附属書及び(または)明細書及び(または)補遺の、組織の長による証明付きの写しであって、申請書に記載した鉄鋼のスクラップ及びくずの量(単位:キログラム)を裏付ける

もの；

c) 署名済みの対外貿易契約書、その附属書及び（または）明細書及び（または）補遺の、組織の長による証明付きの写しであって、「制裁下におけるロシア経済の安定性強化に関する政府委員会」の「金融セクター及び特定の経済部門の安定性強化に関する小委員会」が承認した基準または追加事由によりロシア経済にとって基幹的とされる組織、ならびに（または）ロシア連邦の法にもとづいて承認され、連邦法「競争の保護について」第9条の規定にしたがって基幹的組織群に含まれる法人に対して2021年4月1日から2022年3月31日までに行った鉄鋼のスクラップ及びくずの出荷量が、2021年4月1日から2022年3月31日までに当該の対外貿易活動参加者が輸出通関手続きにしたがってユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて搬出した鉄鋼のスクラップ及びくずの量を下回らないことを立証するもの；

d) 申請人が税務機関に登録されているか、または法人として国家登記されていることに関する情報。

6. 以下の事項は、本規則第4項が定める分の関税割当量を対外貿易活動参加者に対して分配することを拒否する事由となる：

本規則第5項a)号からc)号までにしたがって提出した文書中に不完全な、または不正確な情報が存在する場合；

本規則第5項a)号からc)号までに掲げる文書が完全にそろった形で提出されていない場合；

本規則第5項に掲げる文書のうちの1件または数件の効力が消滅しているか、または一時停止されている場合；

本規則第5項が定める申請書提出期限に遅延した場合。

ロシア連邦産業商業省が本規則第4項に定める分の関税割当量を対外貿易活動参加者に分配することを拒否する決定を下した場合、ロシア連邦産業商業省は、本規則第5項に掲げる文書がロシア連邦産業商業省に到着した日から3労働日以内に対外貿易活動参加者に対して当該の決定に関する通告を行う。

7. 本規則第4項が定める分の関税割当量は、ロシア連邦産業商業省が、本規則第5項にもとづいて申請書を提出した対外貿易活動参加者の間で2022年6月6日を期限としてこれを分配する。

8. 全申請書に記載された鉄鋼のスクラップ及びくずの合計量（単位：キログラム）よりも本規則第4項にもとづいて分配される分の関税割当量のほうが多かった場合、超過分の関税割当量は、対外貿易活動参加者間において、全申請書に記載された鉄鋼のスクラップ及びくずの合計量に対してそれぞれの対外貿易活動参加者の申請書に記載された鉄鋼のスクラップ及びくずの量（単位：キログラム）が占める割合にもとづいてこれを分配する。

9. 本規則第4項にもとづいて対外貿易活動参加者に分配されるべき関税割当量（ V_i ）は以下の式によって求める：

$$V_i = V_{iapp} \times K \quad ,$$

ここに：

V_{iapp} - i 番目の対外貿易活動参加者の申請書に記載された鉄鋼のスクラップ及びくずの量（単位：キログラム）；

K - 本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量と全申請書に記載された鉄鋼のスクラップ及びくずの量（単位：キログラム）の相関関係をあらわす係数。

本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量と全申請書に記載された鉄鋼のスクラップ及びくずの量（単位：キログラム）との相関関係を表す係数は、以下の式によって求める：

$$K = \frac{V_{qu}}{V_{app}}、$$

ここに、

V_{qu} — 本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量；

V_{app} — 全申請書に記載された鉄鋼のスクラップ及びくずの合計量（単位：キログラム）。

11. 本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量を上回る鉄鋼のスクラップ及びくずの量が申請書に記載されていた場合、当該の対外貿易活動参加者が申請した鉄鋼のスクラップ及びくずの量は、本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量に等しいものとみなす。

12. ロシア連邦産業商業省は、本規則第5項が定める申請書提出期限終了日から7労働日以内に、情報通信ネットワーク「インターネット」上の自らの公式サイトにおいて、本規則第4項が分配を定める分の関税割当量における未分配分が存在する旨の、または当該の関税割当量の全量が分配された旨の情報を掲載する。

13. 関税割当量の分配完了後に、本規則第12項記載のように未分配の関税割当量が残存している場合には、当該の分の関税割当量は、2022年6月17日までに、本規則第5項から第11項まで及び第15項にもとづいて分配される。

14. ロシア連邦産業商業省は、本規則第9項及び第10項にもとづいて行った計算の結果にしたがって申請人間で関税割当を分配する旨の決定を下し、2022年6月7日（同日を含む）までに情報通信ネットワーク「インターネット」上の自らの公式サイトに当該の決定を掲載する。

15. 本規則第13項が定める分の関税割当量を取得するために、対外貿易活動参加者は本規則第5項が定める文書を2022年6月10日（同日を含む）までにロシア連邦産業商業省に提出する。

16. 関税割当の使用は、ロシア連邦産業商業省が発行する1回限り有効なライセンスを根拠としてこれを行う。当該の1回限り有効なライセンスの発行は、本規則第3項及び第4項にしたがって分配された関税割当量の範囲内で、2014年5月29日付ユーラシア経済連合条約附属書7「第三国に対する非関税規制に関する議定書」の附属書が定める「商品の輸出及び（または）輸入に対するライセンス及び許可の発行規則」が定める手順にしたがってこれを行う。

17. 本規則第16項が定めるライセンスの発行に関する、またはその発行の拒否に関する決定は、ロシア連邦産業商業省が、申請人による相応の文書の提出の日から15労働日以内に所定の手続きにしたがってこれを下す。

輸出通関手続きにしたがって
ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向
けて搬出される
鉄鋼のスクラップ及びびくずに対する関税割当の
対外貿易活動参加者間における分配の規則への
附属書

ロシア連邦構成主体別のロシア連邦国境通過検問所の
係数

ロシア連邦構成主体の名称	ロシア連邦構成主体に対する係数
1. アルハンゲリ斯克州、 カリーニングラード州、 ムルマンスク州、 サハリン州	1.71
2. カムチャツカ地方、 マガダン州	2.85
3. 沿海地方	0.71
4. 北西連邦管区のその他の連邦構成主体	1.14
5. ロシア連邦のその他の連邦構成主体	0.1

ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品の
輸出関税率に対する
変更

1. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 10 000 0として分類される項目を以下の内容に変更する。

「7204 10 000 0	鑄鉄のくず及びスクラップ	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(15C) 」。
----------------	--------------	---

2. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 10 000 0として分類される項目のあとに以下の項目を追加する。

「7204 10 000 0のうち	鑄鉄のくず及びスクラップであって、関税割当 ^(16C) が設定されており、管轄機関が発行したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(17C) 」。
-------------------	---	---

3. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 30 000 0として分類される項目を以下の内容に変更する。

「7204 30 000 0	すずをめっきした鉄鋼のスクラップ及びくず	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(15C) 」。
----------------	----------------------	---

4. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 30 000 0として分類される項目のあとに以下の項目を追加する。

「7204 30 000 0のうち	すずをめっきした鑄鉄のくず及びスクラップであって、関税割当 ^(16C) が設定されており、管轄機関が発行したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(17C) 」。
-------------------	---	---

5. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 41 100 0として分類される項目を以下の内容に変更する。

「7204 41 100 0	切削くず及び打抜きくず	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(15C) 」。
----------------	-------------	---

6. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 41 100 0として分類される項目のあとに以下の項目を追加する。

「7204 41 100 0のうち	切削くず及び打抜きくずであって、関税割当 ^(16C) が設定されており、管轄機関が発行したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(17C) 」。
-------------------	--	---

7. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 41 910 0として分類される項目を以下の内容に変更する。

「7204 41 910 0	束ねてあるもの	5、ただし1,000kgあたり 5ユーロ以上 ^(15C) 」。
----------------	---------	--

8. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 41 910 0として分類される項目のあとに以下の項目を追加する。

「7204 41 910 0のうち	束ねてあるものであって、関税割当 ^(16C) が設定されており、管轄機関が発行したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり 5ユーロ以上 ^(17C) 」。
-------------------	--	--

9. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 41 990 0として分類される項目を以下の内容に変更する。

「7204 41 990 0	その他のもの	5、ただし1,000kgあたり 5ユーロ以上 ^(15C) 」。
----------------	--------	--

10. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 41 990 0として分類される項目のあとに以下の項目を追加する。

「7204 41 990 0のうち	その他のものであって、関税割当 ^(16C) が設定されており、管轄機関が発行したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり 5ユーロ以上 ^(17C) 」。
-------------------	---	--

11. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 49 100 0として分類される項目を以下の内容に変更する。

「7204 49 100 0	ヘビーくず	5、ただし1,000kgあたり 5ユーロ以上 ^(15C) 」。
----------------	-------	--

12. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 49 100 0として分類される項目のあとに以下の項目を追加する。

「7204 49 100 0のうち	ヘビーくずであって、関税割当 ^(16C) が設定されており、管轄機関が発行したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり 5ユーロ以上 ^(17C) 」。
-------------------	--	--

13. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 49 300 0として分類される項目を以下の内容に変更する。

「7204 49 300 0	束ねてあるもの	5、ただし1,000kgあたり 5ユーロ以上 ^(15C) 」。
----------------	---------	--

14. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 49 300 0として分類される項目のあとに以下の項目を追加する。

「7204 49 300 0のうち	束ねてあるものであって、関税割当 ^(16C) が設定されており、管轄機関が発行したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり 5ユーロ以上 ^(17C) 」。
-------------------	--	--

15. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 49 900 0として分類される項目を以下の内容に変更する。

「7204 49 900 0	その他のもの	5、ただし1,000kgあたり 5ユーロ以上 ^(15C) 」。
----------------	--------	--

16. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 49 900 0として分類される項目のあとに以下の項目を追加する。

「7204 49 900 0のうち	その他のものであって、関税割当 ^(16C) が設定されており、管轄機関が発行したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり 5ユーロ以上 ^(17C) 」。
-------------------	---	--

17. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 50 000 0として分類される項目を以下の内容に変更する。

「7204 50 000 0	再溶解用のインゴット	5、ただし1,000kgあたり 5ユーロ以上 ^(15C) 」。
----------------	------------	--

18. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 50 000 0として分類される項目のあとに以下の項目を追加する。

「7204 50 000 0のうち	再溶解用のインゴットであって、関税割当 ^(16C) が設定されており、管轄機関が発行したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり 5ユーロ以上 ^(17C) 」
-------------------	---	---

19. 以下の内容の脚注^(15C)、^(16C)、^(17C)を追加する。

「^(15C) 2022年6月1日から2022年7月31日まで、当該項目の輸出関税率は5パーセント、ただし1,000kgあたり290ユーロ以上とする。」

「^(16C) 2022年5月28日付ロシア連邦政府決定第972号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のスクラップ及びくずの搬出に対する関税割当の導入ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の変更について」により承認されたもの」

「^(17C) 2022年6月1日から2022年7月31日まで、当該項目の輸出関税率は5パーセント、ただし1,000kgあたり100ユーロ以上とする。」